

＜全ての建設業者の方へ＞

変更届出書(事業年度終了)の提出部数が少なくなります

建設業者の方々の書類作成の事務負担軽減と紙資源の省資源化を図るため、変更届出書(事業年度終了)の提出部数を次のとおり変更します。

| 許可の区分 | 変更前 (平成 24 年 3 月受付まで) | 変更後 (平成 24 年 4 月受付から) |
|-------|--------------------------|--------------------------|
| 知事許可 | 3部 (正・副・写) | 2部 (正・副) |
| 大臣許可 | 4部 (正・副・写2部) + 県外営業所数 | 3部 (正・副・写) + 県外営業所数 |

＜旧城南町及び旧植木町の建設業者の方へ＞

変更届出書(事業年度終了)等の書類提出先が変わります

旧城南町、旧植木町の建設業者の方は、「変更届出書(事業年度終了)」及び「国家資格者等・監理技術者一覧表」(いわゆる技術者届け)の提出先が地域振興局から熊本土木事務所に変更になります。

| 所在地 | 変更前 (平成 24 年 3 月受付まで) | 変更後 (平成 24 年 4 月受付から) |
|------|--------------------------|--------------------------|
| 旧城南町 | 宇城地域振興局 | 熊本土木事務所 |
| 旧植木町 | 鹿本地域振興局 | |

＜熊本市内の建設業者の方へ＞

熊本市に区が設置されることによる変更届出書の提出は不要です

平成 24 年 4 月に熊本市に区が設置され、所在地の表示が変わりますが、この件に関する知事許可建設業者の方の変更届出書の提出は必要ありません。(大臣許可業者の方は変更届出書の提出が必要です。)

また、熊本県への指名願変更届けも不要です(大臣許可業者を含む)。

なお、新たな市区町村コードは次のとおりです。

| 改正前のコード | | 改正後のコード | |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 熊本市 | 4 3 2 0 1 | 熊本市中央区 | 4 3 1 0 1 |
| | | 熊本市東区 | 4 3 1 0 2 |
| | | 熊本市西区 | 4 3 1 0 3 |
| | | 熊本市南区 | 4 3 1 0 4 |
| | | 熊本市北区 | 4 3 1 0 5 |